

認定こども園かすたねっと 重要事項説明書

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の概要

設置 運営 主体	名 称	有限会社かすたねっと
	所 在 地	札幌市東区北42条東15丁目1番23号
	電 話 番 号	011-733-5303
	代表者氏名	代表取締役 奥島 登志夫
施 設	施設の種類	地方裁量型認定こども園
	施設の名称	認定こども園かすたねっと
	施設の所在地	札幌市東区北42条東15丁目1番23号
	連 絡 先	電話番号011-733-5303 ファックス011-733-5306
	管 理 者	園長 鈴木 雅彦
	認可年月日	平成 27年 4月 1日

(2) 目的

①地方裁量型認定こども園：認定こども園かすたねっと（以下「本園」という。）は、

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

②地方裁量型認定こども園以外の認定こども園：認定こども園かすたねっと（以下「本園」という。）は、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能を一体として提供することを目的とします。

(3) 運営の方針

【園ごとの特色のある運営方針を記載すること。】

また、本園は、法の基本理念と関係法令等に基づき、入園する子どもが

明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに、社会に適用できるよう育成するものとします。

2 提供する教育・保育等の内容

(1) 【園としての特色のある教育・保育の方針の内容を記載すること。特に独自の教育方針や活動があれば記載することが望ましい。】

また、本園は、

①地方裁量型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育を行うものとします。

②地方裁量型認定こども園以外の認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいた教育・保育を行うものとします。

(2) (1)に掲げる教育・保育のほか、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。

イ 食事の提供

本園では、「本園での調理」により子どもの年齢に応じ、食事の提供を行います。

ウ 2号認定子ども及び3号認定子どもの時間外保育

エ 1号認定子ども（在園児）の一時預かり

オ その他の便宜

(5) 1日の流れ

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
7時	戸外・散歩・リズム運動・集団遊び・戸内ごっこ遊び・戸内各種運動遊び・戸内集団遊び	戸外・散歩・リズム運動・集団遊び・戸内ごっこ遊び・戸内各種運動遊び・戸内集団遊び	戸外・散歩・リズム運動・集団遊び・戸内ごっこ遊び・戸内各種運動遊び・戸内集団遊び	戸外・散歩・リズム運動・集団遊び・戸内ごっこ遊び・戸内各種運動遊び・戸内集団遊び	戸外・散歩・リズム運動・集団遊び・戸内ごっこ遊び・戸内各種運動遊び・戸内集団遊び	戸外・散歩・リズム運動・集団遊び・戸内ごっこ遊び・戸内各種運動遊び・戸内集団遊び
19時						

(6) アレルギー等への対応

使用する食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談のうえ、除去するなど可能な限り対応いたします。

(例) 卵・牛乳・そば など

3 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	職務内容	常勤	非常勤
施設長	本園の管理運営を総括します。	1人	
副園長	園長を助け、園務の整理等を行います。	1人	
主幹保育教諭	園長を助け、入園している子どもに対し教育・保育を行います。	1人	
指導保育教諭	入園している子どもに対し教育・保育を行い、職員に対し、指導及び助言を行います。	2人	
保育教諭	入園している子どもに対し教育・保育を行います。	12人	1人
看護師	入園している子どもの健康管理等を行います。	1人	
事務員	建物、備品の保全管理、経理事務、その他庶務に関する業務を行います。	1人	
備考			
1 地方裁量型認定こども園：認定こども園の認定の要件を定める条例に規定する基準を遵守したうえで、教育・保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。 また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。			
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。			

4 教育・保育を行う日及び時間等

本園では、教育・保育を提供する日・時間を次のとおり定めています。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号（以下「1号認定子ども」という。）の区分に掲げる子ども

ア 学期

- (ア) 第1学期 4月1日～7月31日
(イ) 第2学期 8月1日～11月30日
(ウ) 第3学期 12月1日～3月31日

イ 休園日

- (ア) 日曜日及び国民の休日

ウ 教育・保育を提供する時間

- (ア) 教育時間 午前9時00分～午後2時00分
(イ) 園児の一時預かり 午後2時00分～午後6時00分

- (2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号（以下「2号認定子ども」という。）及び同項第3号（以下「3号認定子ども」という。）の区分に掲げる子ども

ア 教育・保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び1

22

2月29日から翌年1月3日までを除きます。)ただし、本園の判断により必要に応じて上記の日以外であっても保育することがあります。また、お盆の時期などにご家庭における保育をお願いする場合がありますが、ご家庭での保育が困難な場合は、通常どおり保育の提供を行いますので、事前にご相談ください。

イ 教育・保育等を提供する時間

(7) 保育時間

保育必要量	保育時間
保育標準時間	午前7時00分から午後6時00分までの範囲内
保育短時間	午前9時00分から午後5時00分までの範囲内

(イ) 時間外保育

保育必要量	保育時間
保育標準時間	午後6時00分から午後7時00分までの範囲内
保育短時間	(1) 午前7時00分から午前9時00分までの範囲内 (2) 午後5時00分から午後7時00分までの範囲内

5 保育料等

(1) 教育・保育に係る利用者負担 (保育料)

本園に対し、教育・保育給付認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

前項で掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

ただし、1号認定子ども及び3歳児クラス以上の2号認定子どものうち、副食費については、教育・保育給付認定を行った市町村が免除の決定を行った子どもを除きます。

また、別表に掲げる費用のほか、教育・保育の提供にあたって必要な経費であって、保護者負担が望ましいものについて、別途費用を徴収することがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的やその理由について適宜書面でご案内しますのでご了承ください。

6 利用定員

(1) 対象児童

1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもに該当する子ども

(2) 利用定員

子どもの区分	定員	区分ごとの定員	クラス
1号認定子ども	5人	3歳児 1人	もも組：1人
		4歳児 2人	ぶどう組：2人
		5歳児 2人	めろん組：2人
2号認定子ども	33人		めろん組：11人 ぶどう組：11人 もも組：11人
3号認定子ども	28人	満1歳以上 22人	みかん組：11人 いちご組：11人
		満1歳未満 6人	さくらんぼ組： 6人

7 利用の開始及び終了に関する事項等

(1) 入園・選考方法

入園に関する手続き、選考に関する事項は、別紙のとおりです。

(2) 退園

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

ア 子どもが小学校に就学したとき

イ 子どもの保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

ウ 札幌市と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき

エ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 教育・保育中に容体の変化等があったとき

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。教育・保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、学校医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科、小児科

医療機関の名称	クリニック・イン・ザ・モーニング
医 院 長 名	岡田 純一
所 在 地	札幌市中央区北4条西16丁目1-3 幌西ビル1F
電 話 番 号	011-611-2005

イ 歯科医

医療機関の名称	はらだ歯科
医 院 長 名	原田 仁
所 在 地	札幌市中央区北4条西7丁目 北農健保会館1F
電 話 番 号	011-261-8888

(2) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

(3) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 <input checked="" type="checkbox"/> ・ガス漏れ報知機 <input checked="" type="checkbox"/> ・非常用電源 <input checked="" type="checkbox"/> ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 <input checked="" type="checkbox"/> ・震災に備えての備蓄 (食糧 (3日分)、飲料水 (3日分)、拡声器、携帯ラジオ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 <input checked="" type="checkbox"/> ・非常警報装置 <input checked="" type="checkbox"/> ・スプリンクラー <input checked="" type="checkbox"/> 	
避難・消火訓練	・避難訓練及び消火訓練を年12回以上実施します。		
第1次避難場所	日の丸公園	第2次避難場所	列々布公園

9 要望・相談の受付

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	・解決責任者 鈴木 雅彦 ・受付担当者 高崎 千也子 ・ご利用時間 本園開園日、開所時間内 ・電話番号 011-733-5303 ・FAX 011-733-5306 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	蛭名 建公 住所 札幌市東区北46条東15丁目 2-6 電話番号 011-751-7522 たんぼぼ町内会会長・育成委員・児童委員
三木 雍 住所 札幌市東区北45条東15丁目 1-10 電話番号 011-702-9428 札幌市東区栄東地区育成委員・児童委員		

※ 本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

10 保険に関する事項

【加入する保険の種類・内容・補償金額を記載して下さい。】

11 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

本園は、個人情報取扱規程に基づき、情報を取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 園児指導要録を送付するとき

小学校就学の際には、園児指導要録を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされていることから、教育・保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 教育・保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

教育・保育を提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき教育・保育給付認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

26

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

時間外保育料の減免などのため、教育・保育給付認定を行った市町村が認定した世帯情報（保育料、住民税の課税状況、生活保護の受給の有無、中国残留邦人等の支援給付の有無、里親の情報など）を必要な範囲に限り使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

届出のあった子ども及び世帯の情報は、教育・保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

別表

1 実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費	食事の提供に要する費用のうち主食にかかる費用であり、3歳児以上は委託費に含まれないため	月額1,500円
副食費	食事の提供に要する費用のうち副食にかかる費用であり、3歳児以上は委託費に含まれないため	月額4,500円

2 その他利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	徴収時期	備考
傷害保険料	園内での負傷した際に給付を受けるため（スポーツ振興センター） 任意	年額 270 円	4月末	

なお、上記に掲げる費用のほか、保育の提供にあたって必要な費用であって、保護者負担が望ましいものについて、別途お支払いただくことがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的やその理由について適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

3 時間外保育に係る利用者負担
(コアタイムの設定が9時～17時の場合)

項目	保育短時間 (9時～17時) (18時～19時までは、保育標準時間の料金と同額を徴収)			保育標準時間 (18時～19時)
	7時～9時 (2時間)		17時～18時	
	(1時間を超える利用)	(1時間以内の利用)	(1時間)	
金額	200円	100円	100円	200円
金額 (減免 世帯)	100円	50円	50円	100円

備考：減免世帯は、生活保護世帯、中学残留邦人等の支援給付世帯、里親世帯及び住民税非課税世帯を指します。

4 一時預かりに係る利用者負担

項目	平日	長時間利用による追加料金	休日
在園児 (日額)	400円	9時以前100円・18時以降200円	1円

本園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。